

2003年6月17日

株主各位

名古屋市中区錦三丁目14番15号
カゴナ株式会社
代表取締役社長 喜岡浩二

第59回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の第59回定時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第59期(自2002年4月1日 至2003年3月31日)営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第59期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式を500万株、取得価額の総額50億円を限度として取得することにつき、承認可決されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の理由は次のとおりであります。

2002年5月1日に、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が施行され、監査役の任期が伸張されたことに伴い、第32条に所要の変更を行いました。

2003年4月1日に、「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が施行され、株券失効制度の創設に伴い、第9条および第10条に所要の変更を行いました。さらに、定款への定めにより株主総会の特別決議の定足数緩和が認められることに伴い、第14条に所要の変更を行いました。

取締役の経営責任を明確にし、意思決定を迅速に行うため、取締役の任期を短縮し、あわせて、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、業務執行機能のスピードアップと強化を図るため、執行役員制度を導入することに伴い、現行定款第13条、第21条から第23条および第25条に所要の変更を行い、第29条を新設いたしました。

また、上記の変更に伴い、条数の整備と若干の字句の修正を行いました。

なお、定款の内容につきましては、後記の「定款新旧対照表」のとおりであります。

第4号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案どおり取締役に喜岡浩二、千葉茂春、成田啓至、高田卯基、石黒幸雄、平岡泰樹、高橋哲也、小嶋 厚、西 秀訓、浅野正心、石樽康利の11氏が再選され、就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり監査役に田村博俊氏が新たに選任され、川口久雄氏が再選され、就任いたしました。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり2003年4月5日に逝去されました故取締役伊藤正嗣氏ならびに退任取締役蟹江雅彦氏および退任監査役鶴飼暢雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、従来の慣例に従い当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役にについては取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

配当金のお支払いについて

第59期配当金は、1株につき10円と決定いたしました。同封の「郵便振替支払通知書」の裏面をご高覧のうえ、お受け取りください。

なお、銀行預金口座振込をご指定いただきました方には、「利益配当金計算書」および「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでご確認ください。

代表取締役の選任および取締役の体制について

本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および取締役の体制につきまして、次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役	社 長	喜 岡 浩 二
代表取締役	専務執行役員	千 葉 茂 春
代表取締役	専務執行役員	石 黒 幸 雄(昇任)
取 締 役	常務執行役員	成 田 啓 至
取 締 役	常務執行役員	高 田 卯 基
取 締 役	常務執行役員	平 岡 泰 樹
取 締 役	執 行 役 員	高 橋 哲 也
取 締 役	執 行 役 員	小 嶋 厚
取 締 役	執 行 役 員	西 秀 訓
取 締 役	執 行 役 員	浅 野 正 心
取 締 役	(非 常 勤)	石 樽 康 利

常勤監査役の選任について

本総会終了後、監査役の互選により、常勤監査役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

常勤監査役	田 村 博 俊
常勤監査役	川 口 久 雄

お 知 ら せ

当社は、今回より決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書をホームページに掲載することいたしましたので、お知らせいたします。当社のホームページアドレスは次のとおりであります。

<http://www.kagome.co.jp/kessan/bspl/>

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株式の名義書換等)</p> <p>第9条 当会社の電磁的方法による議決権その他の株主権の行使等に関する取扱、株式の名義書換、質権の登録およびその抹消、信託財産の表示およびその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する手続および手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式の名義書換等)</p> <p>第9条 当会社の電磁的方法による議決権その他の株主権の行使等に関する取扱、株式の名義書換、質権の登録およびその抹消、信託財産の表示およびその抹消、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する手続および手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当会社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿および実質株主名簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当会社においてこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当会社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに<u>株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてこれを取扱わない。</u></p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集しその議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の代表取締役がこれに</u>かわる。</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の代表取締役がこれに</u>かわる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員によって就任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は取締役会の決議をもって取締役社長1名を選任し、必要あるときはほかに取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役社長、取締役副社長、専務取締役は各自会社を代表する。</p> <p>2 必要あるときは取締役会の決議をもって他の取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>第24条 条文省略</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当会社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議をもって選任する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第23条 現行どおり</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の代表取締役がこれにかわる。</p> <p>第26条 条文省略</p> <p>第27条 条文省略</p> <p>第28条 条文省略</p> <p>第29条 条文省略</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の代表取締役がこれにかわる。</u></p> <p>第25条 現行どおり</p> <p>第26条 現行どおり</p> <p>第27条 現行どおり</p> <p>第28条 現行どおり</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(執行役員および執行役員規程)</p> <p>第29条 <u>当社は、取締役会の決議に基づき、執行役員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>執行役員および執行役員会に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は就任後3年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠によって就任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠によって就任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>